

元日本国籍者の方に対する署名証明の発行について

2025年7月29日

在ロサンゼルス日本国総領事館

領事警備班

在外公館が発行する署名証明については、日本国籍を有する方（二重国籍者を含む。）のみ申請ができます。既に日本国籍を離脱された方や喪失された方は署名証明の発給対象外のため、米国公証人から公証を受けてください。

ただし、日本の提出先から在外公館が発行する署名証明を求められており、かつ申請理由が以下の場合には、署名証明を発行することができます。

1 申請理由

以下の理由に該当する場合でも宣誓供述書に類する書類への署名については発給対象外となる場合があります。

（１）日本における遺産相続手続

（例：遺産分割協議書、不動産の登記書類、銀行口座の名義変更等）

（２）日本においてすでに所有する財産の整理に係る手続き

（例：不動産の売却（譲渡）、自動車の売却（譲渡、廃棄）、証券の売却（譲渡）に関する書類への署名）

※新たに財産を所有するための手続きについては発給対象外です。

2 申請方法

「3 必要書類」とあわせて当館窓口で申請してください。なお、来館時は[こちら](#)から「申請」窓口を予約の上、ご来館ください。

3 必要書類

- ・本人確認書類（米国運転免許証、米国パスポート等）（原本）
- ・除籍（戸籍）謄本（原本） ※原則、3ヶ月以内に発行されたもの
- ・署名すべき書類がある場合はその書類

4 注意事項

自らの意思で米国籍に帰化された方で国籍喪失届を未提出の方は、署名証明を申請する際に国籍喪失届を提出してください。必要書類については[当館ホームページ](#)をご参照ください。